

法律学科生の教科書読解力の確認

河野良継

本稿は、2018年6月に開催された法学研究所研究会において筆者が報告した内容を整理したものである。

2017年11月7日の新聞記事において、中学校・高校段階で、教科書記載の文章を正しく理解できていない生徒が多数いるという調査結果が紹介されている¹。この調査で用いられた診断テストが、国立情報学研究所の新井紀子教授らの研究グループが開発した「リーディングスキルテスト」(RST)である。RSTは、教科書や新聞などから抜き出した短めの文章を題材として、児童・生徒の基礎的な文章読解力を診断するテストとされる²。RST自体は中高生を対象としているが、実際のところ多くの大学教員が、昨今の大学生の文章読解力に対し疑念を抱いていることは言うまでもない。特に、法律を専門に勉強する大学生において、法律諸科目の教科書を正しく読むことができないということは致命的な問題であるため、そのような大学生がいるのではないかと感じている法律系の教員も多いと思われる。筆者も、本学の法律学科生の教科書読解力が不足しているのではないかと疑念を抱くことが多かったこともあり、このRSTで確認してみたいと考えた次第である。

対象とした学生は、筆者の基本法学概論を受講する法律学科2年生29名である。出題内容は、RSTの出題6分野にあわせて選択肢を選ぶ問題を6問出題した。なお、RSTが測定対象としている出題6分野の内容は次の通りである³。

- ①「係り受け」。主語・述語の関係や、修飾語・被修飾語の関係を理解する力を問う問題。
- ②「照応」。指示代名詞の指示対象や、複数文章に出てくる名詞句のつながりと関係を理解する力を問う問題。
- ③「同義文判定」。二つの文章の意味が同じか違うかを判断する力を問う問題。
- ④「推論」。文の構造を理解した上で、生活体験や常識、さまざまな知識を駆使して文章の意味を理解する力を問う問題。
- ⑤「イメージ同定」。文章や図形やグラフを比べて、内容を認識する力を問う問題。
- ⑥「具体例同定」。定義文を読んで、それと合致する具体例を認識する力を問う問題。

結果と所見は以下の通りである。

(1) ①「係り受け」の問題の正答率は6割程度であった。ただし、これは問題が化学系の内容で、大人でも間違えることのある問題であったことに起因するものと思われる。

(2) ②「照応」と③「同義文判定」の問題は、ほぼ全員が正答した。本学の法律専攻の大学生であれば、これらの理解力はあると判断できそうである。

(3) ④「推論」は複数回答可としたせいかもしれないが、正答率が2割程度であった。問題の難易度を差し引いたとしても、推論能力が十分ではない学生が多いと判断できる。

(4) ⑤「イメージ同定」と⑥「具体例同定」の問題も、複数回答可としたせい、正答率は3割程度であった。グラフを見たり、文章を読んだりして、内容を正確に理解する力が不足していると判断せざるをえない。

(5) ④⑤⑥の問題は、複数回答可としたが、その場合に7、8割の学生は正しい選択肢を選ぶことができていた。にもかかわらず、間違った選択肢も一緒に選ぶことが多かった。これは、内容はそれなりに理解できていることを示すのと同時に、「正確な」理解が十分ではないということを示しているものと思われる。

最後に。RSTについては問題文が難しいとか、問題内容自体が適切ではないといった批判もあるため、ある程度留意して結果を判断する必要があるだろう。ただし、結果を見る限りにおいて、法律諸科目の教科書を正しく読解するための力である、推論の力や、定義文から内容を認識し、それを活用する力など、教科書読解力にいささか問題のある学生がいるのではないかと、我々は認識する必要があるように思われる。

¹ 朝日新聞 2017年11月7日朝刊「教科書の文章、理解できる？ 中高生の読解力がピンチ」。

² RSTについては「一般社団法人 教育のための科学研究所ホームページ」<https://www.s4e.jp>（最終閲覧日：2019年1月8日）を参照。

³ RSTの出題6分野の内容とその趣旨については、新井紀子『AI vs. 教科書が読めない子どもたち』（東洋経済新報社、2018年）第3章において説明されている。